

第86期 決算公告

貸借対照表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,190,158	流 動 負 債	4,953,727
現 金 及 び 預 金	1,541,444	買 掛 金	1,410,171
売 掛 金	6,493,393	未 払 金	1,171,316
製 品 及 び 商 品	182,057	未 払 費 用	235,348
原 材 料	32,141	未 払 法 人 税 等	1,443,274
貯 蔵 品	16,275	預 り 金	44,355
前 払 費 用	46,984	前 受 収 益	11,565
短 期 貸 付 金	409,491	賞 与 引 当 金	517,976
未 収 入 金	400,684	役 員 賞 与 引 当 金	22,600
仮 払 金	67,685	そ の 他 引 当 金	97,117
固 定 資 産	1,637,485	固 定 負 債	180,000
【有形固定資産】	859,467	資 産 除 去 債 務	180,000
建 物	428,353		
機 械 及 び 装 置	3,654	負 債 合 計	5,133,727
工 具、器 具 及 び 備 品	2,075,300	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	▲ 1,703,894	【資本金】	90,000
建 設 仮 勘 定	56,052	資 本 金	90,000
【無形固定資産】	92,630	【資本剰余金】	60,256
ソ フ ト ウ エ ア	73,980	資 本 準 備 金	60,256
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	18,650	【利益剰余金】	5,543,659
そ の 他	0	利 益 準 備 金	12,243
【投資その他の資産】	685,388	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,531,416
敷 金 及 び 保 証 金	180,166	(うち当期純利益)	(4,449,647)
繰 延 税 金 資 産	505,221	純 資 産 合 計	5,693,916
資 産 合 計	10,827,643	負 債 純 資 産 合 計	10,827,643

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)デリバティブ等の評価基準及び評価方法 : 時価法によっております。

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品 : 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 : 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 : 定額法
(リース資産を除く) 但し、事務用建物附属設備については、平成28年3月31日以前の取得分は定率法、平成28年4月1日以降の取得は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 8年～18年
- ・無形固定資産 : 定額法
(リース資産を除く) 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ・役員賞与引当金 : 役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ・退職給付引当金 : 確定拠出年金制度（DC）による退職金制度を有しております。
- ・その他引当金 : 製造委託先の部品の廃棄損に備えるため、将来、当社が負担すべき金額を合理的に見積り計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に代理店等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。